

# 神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 30 年 3 月 16 日

教委規則第 13 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (趣旨)

第 2 条 協議会は、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）に在籍する児童、生徒等の保護者（以下「保護者」という。）、設置校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）等の学校運営への参画及びこれらの者による学校運営への支援・協力を促進するとともに、学校とこれらの者との協働した教育活動を推進することにより、地域とともにある地域に開かれた学校づくりを進め、学校運営の改善及び児童、生徒等の健やかな育成を図るものとする。

## (設置)

第 3 条 神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の趣旨を達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2 以上の学校について 1 の協議会を置くことができる。

2 教育長は、協議会を置いたときは、その旨を設置校に対して通知するものとする。

## (役割)

第 4 条 協議会は、第 2 条の趣旨に基づき、次に掲げる事項のほか、設置校の運営及びその運営への必要な支援に関して協議を行う。

- (1) 次条に規定する学校運営に関する基本的な方針等を承認すること。
- (2) 必要に応じて、第 6 条に規定する学校運営等に関する意見の申し出を行うこと。
- (3) 第 7 条に規定する学校運営等に関する評価を行うこと。
- (4) 設置校における社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 5 条第 2 項に規定する地域学校協働活動の促進を図ること。

2 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

## (学校運営に関する基本的な方針等の承認)

第 5 条 設置校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標など教育課程の編成及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針

(2) その他校長が必要があると認める事項

2 設置校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行う。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第6条 協議会は、設置校の運営に関する事項（次項に設定する事項を除く）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関することを除く）について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは校長を通じて行うものとし、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、設置校の運営状況等について評価を行うものとする。

(委員)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 設置校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 設置校の校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

3 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。

4 委員に欠員が生じた場合には、教育委員会は新たに委員を任命することができる。

5 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は、教育委員会が任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
- (3) 第9条の義務に反した場合
- (4) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第13条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに必要に応じて職員を出席させることができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が公開すべきでないとする場合は、この限りでない。

- 2 協議会の会議の傍聴を希望する者は、原則として会議の前日までに設置校の校長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況について適切に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 設置校の校長は、教育委員会の協力の下で、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。
- 3 設置校の校長は、前項に規定する情報提供に努めたにもかかわらず、第5条第1項各号に掲げる基本方針等について協議会の承認を得られないとき又は設置校の運営に現に支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に

対して、設置の取消しその他の措置を講じる必要があることを申し出ることができる。

(設置の取消し)

第 16 条 教育委員会は、前条第 1 項の措置を講じたにも関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の設置を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(庶務)

第 17 条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 15 日教委規則第 10 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 24 日教委規則第 13 号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。